

H24年度東日本大震災農業生産対策交付金 Q&A 寄せられた質問に対する回答

NO	区分	質問事項	回答
1	推進事業共通	(実施要領第2「推進事業」) 平成24年度新規追加されたメニューの実施基準にある「東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする」について、同じ目的の国庫事業を平成23年度の補助で実施していた場合と考えるが、例えば除塩のための圃場整備事業等を平成23年度に実施した場合においても、同圃場で品目転換や水田二毛作等の推進事業は取り組めないのか？	「事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により、実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする。」という規定は、いわゆる二重補助に配慮したものであり、過去に国庫補助を受けた圃場等であっても、内容が明確に区分できる別の取組を実施する場合は、支援の対象となります。
2	生産性回復	(実施要領P41第25(2)力) 交付率は定額とあるが、上限費はあるのか。他、定額とある交付率のについては、補助要綱で上限費を設けているのか？	農地生産性回復に向けた取組において、交付率は定額であり、上限費はありません。 また、他の定額メニューについては、「放射性物質の吸収抑制対策」と「鳥獣被害防止総合対策」において、上限単価を設定しています。
3	生産性回復	(実施要領第2の5の(1)のア) 「被災農地の土づくり対策」と環境保全型農業直接支援対策との重複は可能か	緑肥の作付に対して、環境保全型農業直接支払と重複して支援を受けることはできません。
4	生産性回復	(実施要領第2の5の(1)のイ) 下層に塩分が残留したこと等……下層に硫酸根を含む低質などが混入……酸性硫酸塩土壌対策も含めてよいか	津波により海底のヘドロ等を被った農地・草地では、ヘドロに含まれる硫化鉄の影響により硫酸根が蓄積し、酸性土壌となりますが、除塩等の対策後に地力の回復を目的として酸度矯正のために石灰等を施用することについては、本対策の対象としています。
5	生産性回復	(実施要領第2の5の(2)のオの(ア)) 分析費は、農地等の生産性回復を確認するものに限るとあるが、資材の投入量を決定するための土壌分析が必要だが、経費として認められるか？	生産性回復を目的とした土づくり対策において、その前後に実施する土壌分析に係る経費は認められます。なお、平成24年4月1日以降に着手・着工したものであれば、事業計画の承認又は交付決定前であっても支援対象とすることができます。(P)
6	鳥獣被害防止総合対策	(実施要領第2の2の(1)のア) 「侵入防止柵等被害防止柵に必要な技術の実証」と整備事業で設置できる侵入防止柵との違いは？ 技術実証であるので、被害を受けている地域全部を対象とすることは推進事業では難しいか？(次の質問の上限単価とも関わってくる)	①前者の場合は侵入防止柵の技術的効果を検証することが目的であり、後者の場合は対象鳥獣の侵入を防止することが目的となります。 ②したがって、例えば、新たな侵入防止柵の効果を検証するための必要最小限の柵の導入については推進事業で行うことはできますが、被害を受けている地域全体に侵入防止柵を整備する場合は整備事業による導入になります。
7	鳥獣被害防止総合対策	(実施要領第2の2の(1)のク) 事業費について上限単価を超える場合農政局長と協議を行った上で助成できることになっているが、侵入防止柵の設置等の範囲が過大と判断されれば認められない事になるのか？	上限単価の協議においては、その必要性(例えば豪雪対策として侵入防止柵の支柱の強化が必要等)と価格の妥当性を整理して頂く必要がありますが、侵入防止柵の設置範囲が適正かどうかの判断は都道府県が行う内容であり、地域特認の協議事項にはなっていません。

NO	区分	質問事項	回答
8	生産資材	(推進事業3の(2)のアの(ア)) 「東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付対象外とする」とあるが、事業実施主体が平成23年度の交付金で施設を整備、修繕した場合、24年度に生産資材を申請することは可能か？ (23年度中に生産再開していない前提です)	可能です。(No. 1の回答を参照して下さい。)
9	リース方式	(実施要領第2の1の(4)のイのただし書き) 「地域の実情に即し必要があると知事が認める園芸用施設については対象とする」とあるが、ここでいう「該当しないもの」とは、耐風雪の基準等、施設の構造が該当しないということか？ それともスプラウト類における新技術の導入や書面契約等で販売先が確保できること、などの事業要件の事か？	事業実施要領の第2の1の(4)のイの(ア)周年栽培高温抑制型温室及び(イ)高度環境制御栽培施設の説明に当てはまらない園芸用施設全てを指します。
10	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)) ア～オの取組について、組み合わせて行うことでより効果が高まると考えられるので、Q&Aで同一地区で重複して実施できると明記してほしい。	取組のオ(放射性物質等分析)以外の取組については、同一地区で重複して行うことを想定しておりません。取組内容が過大とならないようにするため、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようにお願いします。
11	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のア) 「加里質肥料」の対象資材について、平成23年度については、「カリウムを主成分とし、その成分量がけい酸加里肥料と同程度含まれる肥料であって、リンや窒素の成分量がカリウムに比べて少量(主成分であるカリウムの概ね1/10以下)であるものについては、本事業の目的に沿う資材として、今回支援対象としている加里質肥料とみなすこととします。」(注1)としていたのに対し、暫定版では、「加里質肥料(塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里肥料等単肥に限る。)」と記載され、加里質肥料の種類が限定されている。 このままでは、現地で単肥加里質肥料の需給が逼迫する恐れがある。 また、加里質肥料とゼオライトを混合した資材による散布作業の合理化に取り組むことができない。 そこで、Q&A等で、「その他の放射性物質の農作物への移行を提言する効果が見込まれる資材」には、カリウムを主成分とする複合肥料や、カリウムとその他の放射性物質吸収抑制資材を混合した資材が含まれることを示すべきである。 (注1: 東日本大震災農業生産対策交付金 県等からのお問い合わせへの回答(23.12.14版))	1 放射性物質吸収抑制対策については、通常の施肥を支援するものではなく、放射性セシウムの吸収抑制効果のあるカリウム資材の投入が目的であることを踏まえ、カリウム資材のうち農業者の方々に入手しやすく価格が安価である塩化加里、硫酸加里、けい酸加里肥料の3種類のカリウム資材を支援対象としています。 2 一方で、カリウム以外の肥料成分を含む複合肥料についても、施用することによって土壤中の交換性カリウムの増加に寄与しますが、補助事業として意図しない効用が発生(カリウム以外の肥料成分の供給)すると考えられます。 3 単肥としてのカリウム肥料だけでは資材が不足する等の、やむを得ない場合には、複合肥料等を活用することも可能ですが、補助事業として意図しない部分への補助を排除する観点から、複合肥料等カリウム以外の肥料成分等を含む資材においては、全成分に対するカリウム成分に係る部分のみを補助対象とします。 4 ゼオライトについては、(独)農研機構 中央農業研究センターの試験結果においては、統計的に有意な吸収抑制効果が明らかになっていませんが、県の農業試験場等公的機関により、科学的に根拠が示されていれば、対象とすることが可能です。

NO	区分	質問事項	回答
12	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のア) 「加里質肥料」について、土壌診断が新たに要件に加わったが、そもそも放射性物質による汚染は農家の責任ではなく、本事業の要件として農家に対して新たな負担を求めることは不当である。 また、仮に要件とするとしても積雪等で土壌診断が春作業までに迅速に行えない地区が多い。 さらに、対象農家全戸で土壌診断を行うのは困難である。 事故前に広域単位で行った土壌診断結果等の活用ができるようにQ&A等で示すべきである。	土壌診断や堆肥の施用、稲わらのすき込み等これまでの営農上の取組の実績等から、対象とするほ場において交換性カリウム濃度が不足しているかどうかを判断して下さい。 また、適用範囲としては、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりを想定しています。
13	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のア) 「加里質肥料」の基準について、「県の基準等」よりカリウム濃度が低い場合を対象とすることになっているが、通常の土壌改良基準と異なり、放射性物質の吸収抑制のための県基準は存在しない。県の技術指導資料では通常の基肥の2倍のカリウムを施用する等の指導を行っており、こうした県の指導資料を基準とみなすようQ&A等で示すべきである。	吸収抑制効果に関して、科学的根拠に基づいて設定されたものであれば基準とすることが可能ですが、吸収抑制のために追加的に必要となる資材の部分のみが補助の対象となることに御留意下さい。
14	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウ「採択要件」(ウ)) 平成23年度実施要領では、「福島県及びその隣接県並びにその他の出荷制限の対象地域(既に解除された場合を含む)。と明記されていたところであるが、暫定版では「福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質により汚染された農地土壌等」とあいまいに記載されている。 濃度の高低の差はあれど福島県全域に放射性物質が降下したことは明らかであり、対象地域には福島県全域を当然含むことを、Q&A等で明記すべきである。	原子力発電所事故から一年が経過し、土壌や農作物の汚染の状況が明らかになりつつあるところです。 限られた予算を有効に使用するため、対策が必要な地域に支援が行き渡るようにする必要があります。そのため、科学的データに基づいて、吸収抑制対策を行う必要があり、かつ、その効果が見込まれる地域を選定することが重要です。
15	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ)) 「除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が0.23マイクロシーベルト未満であること」とされているが、そもそも同地域は放射線量が0.23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村等を指定したものであり、該当市町村では対象地域が極端に少なくなり適当でない。	除染特別地域又は汚染重点調査地域のうち、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域においては、本来吸収抑制対策ではなく、除染を行うのが望ましい地域であると考えていることから、除染対策の活用を検討をお願いします。

NO	区分	質問事項	回答
16	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(ウ)) 除染特別地域又は汚染状況重点調査地域であっても「市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等」は対象となることとなっているが、除染の必要がないとの判断を市町村が下すことは極めて重い判断であり、本事業の採択要件としてふさわしくない。 仮に「市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等」を要件とするのであれば、平成24年度に除染事業を実施していない地区は「市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等」とみなす、等の運用をQ&A等でしめすことが必要である。	除染特別地域又は汚染重点調査地域において、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域は、基本的には除染を実施することが望ましい地域と考えています。 しかし、作業者の安全確保等放射線量の低減対策を行わないことにより生じる問題等も考慮した上で、何らかの事情により除染での対応が困難である、あるいは除染を行う必要がないと市町村が判断した場合には、理由等を整理していただいた上で吸収抑制対策を実施することも可能です。
17	放射性物質	(実施要領第2の4) 除染事業では、反転耕等のあとに土壤生産力を回復するために必要な量だけの肥料や土壤改良資材を施用することが認められているが、放射性物質の吸収を抑制するだけの十分な量を施用することは認められていないため、肥料や土壤改良資材を2度散布するような非合理的な作業を強いられる恐れがある。 除染と放射性物質吸収抑制対策を一体に進められるようにしてほしい。	除染事業と吸収抑制対策は、予算上の項目が異なることから一体的に進めることはできませんので、御留意願います。
18	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)ウ「採択要件」(エ)) 「100ベクレル(略)を超える恐れがあると都道府県知事が認めるもの」が対象としている。 しかし、要綱(暫定版)では「東日本大震災からの農業生産の復旧等のためには、(略)消費者の信頼回復、(略)に向けた取組への支援が必要である。」と記載されている。 また実施要領「第1 1(1)成果目標の基準」では「イ 津波や放射性物質等の影響から、生産や販売を回復するために必要な生産、流通又は保管に関する技術並びに当該技術体系を確立すること。」としている。 さらに、放射性物質が不検出でなければ売れないという現実があり、福島県としては生産や販売を回復するためには放射性物質の不検出を目指すこととしている。 そこで、100ベクレルを基準とせず、放射性物質不検出を目指す取組を対象とすべきである。	食品衛生法上、食品の放射性セシウム基準値1kg当たり100ベクレルを下回るものについては、食品として流通しても問題ないものであることに加え、本対策においては、1kg当たり100ベクレルを超過したあるいは超過する恐れがあるもので、吸収抑制対策の効果が科学的に認められるものを対象としているところです。仮に生産される農作物の放射性物質が不検出に近い農地で吸収抑制対策を行ったとしても、その事業効果を科学的に確認することはできないため、対象とすることは考えていません。
19	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)) 融雪水や山林からの土砂流入等、24年度作について影響が不明な要因が多く、県内全域で広く対策を行うことが必要であることから、23年度の検査結果にかかわらず、対象に含めるべきである。	融雪水や山林からの土砂流入等については、ご指摘の通り影響が明らかではありませんが、様々な要因も含めて、県としてリスクが高く、かつ吸収抑制対策による効果が科学的に見込まれると判断される地域を対象とすることとしています。

NO	区分	質問事項	回答
20	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のエの(イ)) 種子・種苗費について、「牧草を対象とした場合に限る」とされているが、原子力災害により作目転換した作物全てを対象とすべきである。	牧草地については、今回の原子力発電所事故がなければ継続して牧草の利用が可能であったことから、種子・種苗費を補助対象としているものです。 一方で、水稻や畑作物の種子・種苗費については、原子力発電所事故がなかった場合であっても発生する経費であることから、補助対象とはしておりません。
21	放射性物質	(実施要領P36第2 4(1)ア) 「加里質肥料等を施用する場合、予め土壌診断等により対象とするほ場における土壌中の…」の土壌診断経費は交付対象となるか。	吸収抑制対策としてのカリウムの施肥量を算出するために行う土壌診断については、そもそも事業を実施する必要があるかどうかを判断するための取組であることから、補助対象とはなりません。
22	放射性物質 (要望)	(実施要領P36第2 4(1)ウ) 「果実、茶葉に以降する放射性物質の低減を図る改植、剪定」について、タラノメ、ワサビ等の永年性作物の改植等の事業についても交付対象を要望する。	改植については、伐採・抜根から植栽等に高額を要し、収益を得るまでに長期間を要する品目について、その取組を支援する観点から、果樹を対象としております。

NO	区分	質問事項	回答
23	放射性物質	(実施要領P37第24(2)ア(ア)) 「事業実施主体が、東日本大震災からの復旧等を国の助成により実施中、または既に終了しているものは本交付金の対象外とする。」とあるが、同一事業実施主体でも受益地区が違う場合は対象となるか？	受益地区が異なる場合は対象となります。
24	放射性物質	(実施要領P37第24(2)ウ(ウ)(エ)) 「除染特別地域または汚染重点調査地域では原則0.23 μ SV/h未満の農地であること」と「生産物が基準値を超えた若しくは超える恐れがある地域」はかつ要件か？暫定版のパンフレットではかつ要件となっているが、要領(案)ではそのような記載はない。	両方の要件に合致する場合に限り、事業の対象となります。
25	放射性物質	(実施要領P38第24(2)エ(イ)) 備品費(ただし、レンタル・リースによって調達することが難しい場合に限る。)とあるが、難しい場合はどのようなケースか？	受注生産品等レンタル・リースを行っていない場合等が想定されます。
26	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のイ) 粗飼料確保のため夏作をした後、秋に永年性牧草を播種する場合、これら種子代(2回分)及び肥料代等の資材(2回分)は補助対象にして良いか。	本事業は、農作物の放射性物質吸収抑制対策であり、牧草地においては、反転耕・深耕を行い、永年牧草から青刈りとうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年牧草から他の奨励品種(永年牧草)への置き換えを補助対象にしています。 そのため、夏作の飼料を作付する場合でもその肥料・種子代等は、吸収抑制対策として本事業の対象となりますが、一度補助を受けた場合秋に永年生牧草を播種する分は対象になりません。
27	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のオ) 反転耕・深耕の10a当たりの単価4万4千円は低すぎる。どのような算定でこの単価を設定したのか。	反転耕・深耕の作業に係る機械レンタル代、機械オペレーター代、燃料代、地力回復に必要な資材費等を算定しています。

NO	区分	質問事項	回答
28	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のエ) 土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限るとあるが、生産者も実施主体も納得する計算方法が必要である。具体的な計算方法を示す見込みはあるか。	計算方法を示す予定はありません。反転耕・深耕を実施したのち、実施後の圃場の土壌診断結果と県等が示す基準から、必要な資材の算定をお願いします。
29	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のイ) 転換に必要な取組とは、 ①飼料作物については平成23年度のQ&ANo.99※の回答が24年度も継続と考えてよいか。 ②普通作物においては通常転作などで水稻から大豆への転換が実施されていますが、そのような取組も対象となるか。(②については種苗代は補助対象外のようなのですが) ※H23Q&A NO99 Q: 牧草の品目・品種転換とはどういうことか。また、具体的にどのようなことをするのか。 A: 土壌等に蓄積した放射性物質の農作物への移行の低減を目的として、地域の土壌や汚染に応じた飼料作物を導入することです。具体的には、永年牧草から青刈リトウモロコシやイタリアンライグラスなどの単年性作物への転換や永年牧草から他の奨励品種(永年牧草)への置き換えをすることです。	①24年度については、放射性物質の吸収抑制効果が実証されている反転耕・深耕を行った草地に品目・品種転換を行うことが必要です。牧草地の品目・品種転換とは、永年牧草から青刈りとうもろこしやイタリアンライグラスなどの単年生作物への転換や永年牧草から他の奨励品種(永年牧草)への置き換えです。永年牧草へ置き換える場合には、他の品種への置き換えや混播の割合の変更などを行う必要があります。 ②通常転作による品目転換は対象外です。
30	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)イ) 品目転換では牧草地を対象とした場合は100千円/10aであるが、同じくエの反転耕・深耕44千円/10aである。この差額は。	牧草地の品目・品種転換には、播種に係る作業代(機械・機材のレンタル代、機械オペレーター代等)と資材費(種子代)が含まれます。なお、エの反転耕・深耕については、水田・畑地を想定しており、牧草地は含まれておりません。
31	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)) イの「品目の転換」とエの「反転耕・深耕」を同時に取り組むことは可能か。この場合の交付率はそれぞれの上限単価を足した額が上限と考えて良いか？	複数メニューを実施することは想定しておりません。取組内容が過大とならないようにするため、最も必要になると考えられる対策を選定し、実施するようにお願いします。
32	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)) 反転耕による草地更新について、草地を整備した実績があり、必要な機械を所有している農業公社と一者随契したいが可能か	入札により必要な条件を満たす業者と契約することが必要です。なお、農業公社が本事業の事業実施主体となることも可能です。
33	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のア) 「加里質肥料を施用する場合予め土壌診断等により、対象とする圃場における土壌中の交換性カリウム濃度が県の基準等に比べ低くなっていること」とされているが、 国からの交換性カリの土づくり目標値(25mg)によらず、県の土壌改良目標値等でよいのか？	県の放射性セシウム吸収抑制のための土壌改良目標値を目標とした施肥を行っても差し支えありません。
34	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のエ) 反転耕、深耕に深度の目安はあるか？	目安はありませんが、通常の耕起深度よりも深い深度で実施する必要があります。

NO	区分	質問事項	回答
35	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のオ) 「上記ア～エの吸収抑制効果などを分析検証するための土壌等の分析」に、同要領4の(1)のアの「加里質肥料を施用する場合、予め土壌診断等により、…県の基準等と比べて低くなっていること」、エ「…肥料や土壌改良資材等を導入することができる。ただし、土壌診断等地力の回復のために必要な資材量の計算を行った場合に限り」等の土壌診断等ための分析の経費が含まれるか。	反転耕・深耕を行った後において、吸収抑制の効果を確認するために、放射性物質の分析に加えて、地力回復に必要な項目を分析することについては、差し支えありません。
36	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ)) 「100Bq/kgを超えた若しくは超える恐れがある…」の地域の広がりとは？(旧市町村、市町村、)	同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりものを想定しています。
37	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ)) H23産の大豆の検査で100Bq/kg以上検出された事例がある場合、その地域で水稲など他の作物の対策を行う理由となるか？	科学的なデータ等からH23産の大豆の検査で100Bq/kg以上検出された地域が、水稲で100Bq/kgを超過する恐れがあると合理的に説明できる理由があり、都道府県知事が認めた場合に限り、対象となります。
38	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ)) 「100Bq/kgを超える恐れのある…」の判断指標として具体的にどのようなものを想定しているか？ → 土壌の放射性セシウム濃度が一定以上検出された地域となるか？ であれば、何ベクレルを敷居とするか？ 明確にしておいた方が混乱しない。	土壌や地形等の条件により、科学的なデータ等から基準値を1kg当たり100ベクレルを超える恐れがあると考えられる地域であり、県知事が認めたものが対象となります。
39	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ)) 「次期作において食品中の放射性セシウムに係る基準値等を超過しないと見込まれること」とあるが万が一対策を実施しても超過した農産物があった場合は、補助金返還ということもあるのか？	補助金返還の措置は講じませんが、効果が十分に見込まれるような事業設計をするようにお願いします。

NO	区分	質問事項	回答
40	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(ウ)) 「除染特別地域又は汚染状況重点調査地域については、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満であることとする。ただし、既に放射性物質汚染対処特措法等に基づいた除染を行った地域又は市町村が除染を行う必要がないと判断した地域等はこの限りではない。」は、次の理解でよいのか。 ①重点調査地域で除染を行った地域は線量にかかわらず果樹の改植が可能。 ②重点調査地域以外の市町村および重点調査地域で市町村が除染を行う必要がないと判断した地域は、線量にかかわらず果樹の除染が可能。	①除染を行った後に、改めて果樹の改植が必要かどうかを判断した上で、改植による放射性物質の吸収抑制の効果が見込まれる場合に限り、改植を行うことができます。 ②「除染」は補助対象としておりません。 吸収抑制対策としての果樹の改植を実施する場合は、生産される果実が100Bq/kgを超過する又は超過する恐れがある場合等の要件を満たした場合でなければ対象となりません。 また、市町村が除染を行う必要がないと判断した場合においては、除染を行わないが吸収抑制対策を行うと判断した理由を整理する必要があります。
41	放射性物質	(推進事業4の(2)のウの(エ)) 「生産される農産物が、放射性セシウムの基準値1キログラム当たり100ベクレルを超えた若しくは超える恐れがあると都道府県知事が認めるもの(加工によって1キログラム当たり100ベクレルを超過する恐れのあるものも含む。)」とあるが、次の点についてはどのような見解か。 ①100ベクレルは、いつの時点での測定で、その範囲は、市町村単位と言うことでよいのか。自主分析の結果も加味されるのか。 ②100ベクレルを超過する恐れは、どのような状況を想定しているか。50ベクレル程度も超過する恐れに該当するか。基準は何か。 ③加工品については、あんぼ柿のようなメジャーなものから、リンゴチップ等の乾燥果実加工される場合があるが、これらも含めての基準との考えでよいのか。	①できるだけ、直近の測定値を使用して下さい。その対象範囲については、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がりものを想定しています。 科学的に適切な方法で分析されたものであれば、自主分析の結果を加味することは可能です。 ②土壌や地形等の条件により、科学的なデータ等から基準値を1kg当たり100ベクレルを超える恐れがあると考えられる地域であり、県知事が認めたものが対象となります。 ③果樹の主たる用途が加工品である場合には、当該加工品が食品衛生法上の基準値を超過する恐れがあるかどうかの検討をお願いします。
42	放射性物質	(実施要領第4の6の(2)のウのエ) 100ベクレルを超え若しくは超える恐れがあると都道府県知事が認めるもの・・とは？ →100ベクレル超えない会津地方の市町村とかは採択されないのでしょうか？ それとも会津地方に100以下を検出している町が3町ありますので、今後不透明な部分を勘案して100を超える恐れがあるととして会津地方の市町村を県知事が認れば採択の対象とすることはできないか？(これは想定問答として伺います。)	土壌や地形等の条件により、科学的なデータ等から基準値を1kg当たり100ベクレルを超える恐れがあると考えられる地域であり、県知事が認めたものが対象となります。
43	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のエ) 反転耕等の取組について、農協が事業主体となり、作業については圃場を所有する農業者が行う場合の経費は補助対象となるのか。	農業者が自力施行した労賃相当額等は補助対象とできませんが、機械オペレーター代、必要な機械のリース代等であれば、補助対象とすることができます。

NO	区分	質問事項	回答
44	放射性物質	(実施要領第2の4の(1)のエ) 一度通常の耕起を行った圃場において、吸収抑制を図る観点から、深耕を再度行うことは補助対象となるでしょうか。	放射性物質の土壌中の濃度を薄め、吸収抑制を図る観点から、通常の耕起よりもより深く耕うんを行う場合は、補助対象となります。
45	放射性物質	(実施要領第2の4の(2)のウの(エ) 100ベクレルを超える恐れがあることの確認について、米について100ベクレル以下の数値が検出された圃場がある産地において、野菜等の他の作物についても100ベクレルを超える恐れがあると判断することは可能でしょうか。	100ベクレルを超える恐れがあるかどうかは、様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、品目ごとの吸収係数等科学的な根拠に基づき説明が可能であると県知事が認めたということであれば、対象とすることができます。
46	放射性物質	対象地域を空間線量0.23マイクロシーベルト未満に限定することの根拠は何か。また、環境省が示した基本方針に0.23マイクロシーベルト以下を目指すことから、該当地区を除染対象から除外することはあり得ないのではないか。	除染特別地域又は汚染状況重点調査地域のうち、放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域については、人の安全を考え、吸収抑制対策ではなく、除染事業を行うことが望ましい地域であると考えています。 ただし、技術的課題や費用対効果等の条件から市町村が除染を行う必要がないと判断した場合や、除染実施計画に位置付けられたが当面の間除染を行うことが困難な場合等については、その理由を市町村において整理した上であれば、0.23マイクロシーベルト以上の地域であっても、吸収抑制対策の実施は
47	放射性物質	これから全水田面積の土壌診断を実施すると、その結果を得るためには相当の日数を要することとなり、その結果に基づく加里肥料散布は困難ではないか。	「玄米の放射性セシウム低減のためのカリ施用(平成24年2月24日付け農研機構中央農業総合研究センター)」によると、土壌中の交換性カリウム含量が25mg/100g以上の水田においては、土壌中の交換性カリウム含量を増やすことによる玄米中の放射性セシウム濃度の低減効果は期待できないとされていることやカリ肥料の過剰施用を防ぐためにも、土壌中の交換性カリウム濃度の把握は必要であると考えます。 ただし、現時点での土壌診断結果以外にも、過去の土壌診断結果や、堆肥の施用・稲わらのすき込み等これまでの営農上の取組の実績等を活用して、対象とするほ場において交換性カリウム濃度が不足しているかどうかを判断していただいて結構です。また、土壌中のカリ濃度の把握を一筆ごとに行うことが困難な場合は、同一品目で、同じような栽培形態、土壌条件、肥培条件で営農を行う一定の広がり我代表

NO	区分	質問事項	回答
48	放射性物質	生産される農産物が、100ベクレルを超えた若しくは超える恐れがあり、かつ本対策により、次期作において、100ベクレルを超過しないと見込まれる水田を特定することは困難ではないか。	対象作物が食品衛生法上の基準値1キログラム当たり100ベクレルを超える恐れがあるかどうかについては、土壌や地形等の様々な条件等を勘案して判断する必要がありますが、例えば、 ①23年産において平成24年3月12日に厚生労働省から公表された「食品中の放射性物質に関する検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に示された検査の基準以上の放射性セシウムを含む農産物が生産された ②土壌中の放射性セシウム濃度が高く、24年産において100ベクレルを超える放射性セシウムを含む農産物が生産される恐れがある と県知事が認めたということであれば、対象とすることができます。 また、100ベクレルを超過しないことが見込まれる水田とは、除染や吸収抑制対策が適切に行われる水田であって、仮に、何かの原因により100ベクレル超の農産物が生産された場合であっても、交付された補助金の返還を求めることはありません。
49	放射性物質	放射性セシウムの吸収抑制のためのカリ肥料資材の施用は毎年必要なものであるが、平成23年度に吸収抑制対策としてカリ施用を実施した場合、引き続き、平成24年度もカリ施用を実施できないのか。	本交付金における放射性物質の吸収抑制対策は、通常の営農行為によるカリ肥料の施用を実施する前に、農地土壌中の交換性カリ含量が25mg/100g程度となるよう、不足するカリ肥料を追加して施用する分について補助するものです。 このため、水稻作において、23年度に本交付金を活用してカリ肥料を追加施用した場合は、通常の営農行為によりカリ肥料を施用する前に農地土壌中の交換性カリ含量が25mg/100gに満たない(23年度事業分ではカリの施用量が不足した)ことを示す必要があります。
50	放射性物質	事業実施地区において、本事業を活用して塩化カリ20kgの施用が必要であると県から指導された場合、通常施用のカリ肥料は不要となるのか。	農地土壌中の交換性カリ含量を吸収抑制効果に十分な量とするため、通常施用分とは別に、追加して施用する分を支援対象としているところです。このため、通常施用のカリ肥料は施用することが必要となります。
51	放射性物質	ゼオライトについて、県の農業試験場等公的機関により、科学的に根拠が示されている場合、ゼオライトとカリ単肥肥料(ケイ酸カリ)を混合した肥料については、追加的に使用した資材価額全額を補助対象として問題ないか。	取り組みの内容を過大でないようにするため、カリ肥料、ゼオライトのいずれか費用対効果の高い方が支援対象となります。お問い合わせの資材も支援対象にならないわけではありませんが、カリ又はゼオライトのいずれか一方の成分比率に応じた支援となりますので、カリ単肥又はゼオライト単体と比べて費用対効果が高いかどうかをご検討下さい。

NO	区分	質問事項	回答
52	放射性物質	要領において「加里質肥料」の対象資材を「塩化加里、硫酸加里、ケイ酸加里等単肥に限る。」としてあるが、カリ単肥どうしの混合肥料(ケイ酸カリ＋塩化カリ)の場合、肥料価額(追加的に必要となるカリ部分のみ。)全額を補助対象として問題ないか。	問題ありません。
53	放射性物質	Q&Aで「複合肥料等カリウム以外の肥料成分を含む資材においては、全成分に対するカリウム成分に係る部分のみを補助対象にする」とされている。ケイ酸カリ95%(カリ成分20%)にリン酸やマグネシウムが数パーセント(5%以下)含まれた肥料について、補助対象となるのはケイ酸カリに係る95%となるのか、それともカリ成分の20%となるのか。	Q&Aにおいて、補助対象となるのは「全成分に対するカリウム成分に係る部分のみ」とありますが、複合肥料等の場合は、肥料の包装容器に付されている保証票に記載された保証成分量の合計に占めるカリ成分量の割合であると考えております。 ただし、本事業では、塩化加里、硫酸加里、けい酸加里の3種類の単肥を全額補助対象としていることから、これらカリ単肥肥料にその他カリウム以外の肥料を混合した混合肥料の場合は、混合肥料の全重量に占める単肥重量分の割合が補助対象となります。 問中の肥料については、具体的な肥料成分が不明ではありますが、カリ単肥肥料(けい酸カリ)を含む混合肥料であると考えられますので、単肥が占める割合である95%が補助対象となります。
54	品目転換	(実施要領第2の7) 国の助成を受けていない場合は、平成24年度よりスタートした取組み以外も対象になると考えてよいのか？ 例えば、平成23年度に農地等に深刻な被害を受けて、営農環境の変化に伴い平成23年度より品目転換を行った。平成24年度に本格的に取組むことから、本メニューを活用し取組む。	本事業については、平成24年度から新たに着手・着工したものが支援対象となりますので、平成23年度に実施した取組については支援対象となりません。
55	低コスト化・省力化	(実施要領P43第26(1)イ) 「低コスト・省力化技術などの導入に向けた実証ほ場の設置」の具体的な技術の例を示していただきたい。	「低コスト・省力化技術等の導入支援」では、水稻の直播技術、野菜栽培の機械化等の各地の復興ビジョン等に適合した低コスト・省力化技術の導入に必要となる栽培実証等の活動を支援することを目的としております。 具体的な導入対象技術としては、「農業新技術200X」に載っているような技術開発成果を想定していますが、それ以外でも、例えば、県農業試験場等で開発された普及段階にある低コスト・省力化に資する技術も対象とします。
56	二毛作	(実施要領第2の9) 二毛作の考え方として、1年2作体系か？それとも2年3作体系等も認めるのか？	本取組の目的は、耕地利用率を向上させ、所得増大を目指すこととしており、必ずしも1年2作体系を必須とはしないが、対象作物は土地利用型作物である、稲、麦、大豆、そば、なたねとします。

NO	区分	質問事項	回答
57	二毛作	(実施要領第2の9の(2)のアの(エ)) 対象作物を稲、麦、大豆、そば、なたねと限定しているのはなぜか？作付体系が狭まってしまうのではないか？	本取組では、冷涼な気候や排水性の問題から二毛作等が進まず、耕地利用率が低い東北地方において、作付体系の見直しを行い、戦略作物を中心とした土地利用型作物の増産を図ることにより、所得の増大につながるかどうかの経営実証を行うことを目的としているため、対象作物は稲、麦、大豆、そば、なたねとしています。
58	二毛作	(実施要領第2の9の(1)のウ、(2)のアの(エ)) 示された対象作物による二毛作体系で経営実証を検証するのは厳しいのではないか？	経営実証では、二毛作等を実施することにより、1年1作体系と比較して、経営費や所得等がどのようになるのか細かく検証していただくこととしています。仮に、結果として所得の増大につながらなかったとしても、その原因について詳細な検証を行うことをもって経営実証を行ったこととみなします。
59	二毛作	(実施要領第2の9の(1)のア) 技術導入に必要な機械の範囲は？	機械の範囲に特段の定めはありませんが、本取組で実施する二毛作等の増加面積に応じた機械を導入してください。 (例:二毛作等で10ha増加 → 下限面積10haの不耕起播種機の導入が可能)
60	二毛作	(実施要領第2の9の(2)のイ) 津波被害等により作付体系の見直しが必要となっている地域とはどういった地域を想定しているのか？	県向け交付金であるため、各県における被災認定が前提にはなりますが、津波により被災し、ほ場区画の再整理や集約等を行うこととなった地域の他、地震によりほ場や灌漑施設に被害を受け、同様に、ほ場区画の再整理や集約等を行うこととなった地域も含むことを想定しています。
61	二毛作	(実施要領第2の9の(2)のオ) 助成額は1haあたり15万円以内とのことであるが、この助成額の範囲内で、必要な機械等の整備を行うという考えでよろしいか？	定額支援の中で、技術選定等検討会開催、機械導入、土壌改良、追肥作業等追加的栽培管理、ほ場調査、品質分析、経営実証調査を行うことができるものとしています。
62	二毛作	(実施要領第2の9) 津波被害等により農地の復旧が優先される地域において、復旧後に二毛作に取組む場合にあっては、過去に取組んでいた二毛作の面積はカウントされるのか。	二毛作の増加面積については、直近年の作付面積との比較となるため、例えば、大豆で24年産の収穫であれば23年産との比較、麦で25年産との比較であれば24年産との比較となります。
63	二毛作	(実施要領第2の9) 所得効率を最大化させるために、過去に取組んでいた二毛作体系の見直しをはかる場合には、該当になるか？	二毛作の増加面積については、直近年の作付面積との比較となるため、例えば、大豆で24年産の収穫であれば23年産との比較、麦で25年産との比較であれば24年産との比較となります。
64	二毛作	(実施要領第2の9) 何年産の麦が助成対象となるのか。	麦については、播種が秋で、収穫が翌年となることから、対象となるのは25年産の麦になります。この場合、24年度内に経営費や所得等の見込み額をもとに経営実証をしていただくとともに、25年産収穫後に、確定額をもとに経営実証をしていただくこととなります。

NO	区分	質問事項	回答
65	二毛作	(実施要領第2の9) 麦の収穫は必ず行わなければならないのか。	本取組は、二毛作により生産者の所得がどの程度向上したか等の経営実証を行っていただくことを要件としているため、麦の収穫は必ず行っていただいた上で、経営実証を行ってください。
66	二毛作	(実施要領第2の9) 二毛作を実施する上で、大豆300A技術など、新たな技術の導入が要件となるのか。	本取組は、二毛作によって生産者の所得がどの程度向上したか等の経営実証を行っていただくことを要件としているため、必ずしも新たな技術の導入を要件とはしていません。 新たな技術導入により収量や品質が向上し、所得が増大したということを経営実証していただくことが理想ではありますが、収量や品質が低かった場合であっても、どのような技術を導入した方がより効果的であるか等を検証した上で、経営実証していただければ実施可能としております。
67	二毛作	(実施要領第2の9) 二毛作を実施する上で、麦や大豆の収量向上が要件となるのか。	本取組は、二毛作によって生産者の所得がどの程度向上したか等の経営実証を行っていただくことを要件としているため、必ずしも収量向上を要件とはしていません。 収量向上により、所得が増大したということを経営実証していただくことが理想ではありますが、収量が低かった場合であっても、その理由を検証した上で、経営実証していただければ実施可能としております。
68	I 産地競争力の強化(要望)	新設、機能強化等のメニューは平成23年12月に追加され、これ以降、短期間での事業要望とりまとめ、執行となり支援措置が十分とられていない。今後とも当該メニューへの要望が見込まれるため、継続をお願いしたい。	24年度の施設整備事業については、原則、東日本大震災復興交付金で行っていただくこととしており、何らかの理由で東日本大震災復興交付金に要望できない場合に限り、東日本大震災農業生産対策交付金で支援することとしております。 また、その場合においても、被災施設の復旧のみの支援となりますことをご理解願います。

NO	区分	質問事項	回答
69	I 経営力の強化 (要望)	上記と同じ。	経営力強化のメニューにつきましても、東日本大震災復興交付金が措置されたことにより、24年度東日本大震災農業生産対策交付金からは削除となりましたことをご理解願います。
70	共同利用施設	(実施要領第3の1) 平成24年度対象となる取組についての再確認 ①被災した施設の修繕(全壊した施設の復旧含む) ○ ②個人所有の施設が被災したため、被災農家過半の組織を立ち上げ、共同利用施設として整備する ○ ③農業者個人や生産組織の乾燥機、乾燥調整施設が被災したため、JAが被災した乾燥機等の規模を集約し新たにCEやRCを新設する。または、既存のCE等の処理能力を上げる(個人での復旧はしない前提) ○ ④JAで所有している複数のライスセンターの内、津波で全壊するなど被害の大きい施設を廃止し、被害の少ない内陸部のライスセンターに被災した施設の処理能力を追加する ○ ⑤既存の産地管理施設(地震等の被害なし)に放射線分析機械等を整備し、農産物の放射能検査にも対応した施設に機能を向上させる ×? ⑥平成23年度事業で低コスト耐候性ハウスを再編整備した被災農業者の組織が平成24年度規模拡大を行う ×?	23年度3次補正において、地元負担がない仕組みとして東日本大震災復興交付金が措置されましたので、まずはそちらをご検討下さい。 その上で、東日本大震災復興交付金の対象となることができない理由がある場合、以下の取組が対象となります。 ①被災した施設の修繕(全壊した施設の復旧含む) ○ ②個人所有の施設が被災したため、被災農家過半の組織を立ち上げ、共同利用施設として整備する ○ ③農業者個人や生産組織の乾燥機、乾燥調整施設が被災したため、JAが被災した乾燥機等の規模を集約し新たにCEやRCを新設する。または、既存のCE等の処理能力を上げる(個人での復旧はしない前提) ○ ④JAで所有している複数のライスセンターのうち、津波で全壊するなど被害の大きい施設を廃止し、被害の少ない内陸部のライスセンターに被災した施設の処理能力を追加する ○ ⑤既存の産地管理施設(地震等の被害なし)に放射線分析機械等を整備し、農産物の放射能検査にも対応した施設に機能を向上させる × ⑥平成23年度事業で低コスト耐候性ハウスを再編整備した被災農業者の組織が平成24年度規模拡大を行う ×
71	共同利用施設	(実施要領第3の(6))「高度環境制御栽培施設」 「高度環境制御栽培施設の要件が改正され、「～の場合にあっては、農用地区域及び生産緑地地区以外にも設置できる」とされたが、「～」に記載されている事項以外に要件は何かあるのか。	記載されている事項以外に特に要件はありません。
72	共同利用施設	(実施要領第3) 24年度の改正で「既存の動力減を再生可能エネルギーに…体系的に変更…」が削除されたが、生産コストの低減を図る目的で、加温設備を木質ペレット暖房やヒートポンプにすることは可能か。	当交付金では支援対象となりません。

NO	区分	質問事項	回答
73	共同利用施設 鳥獣害被害防止施設	(実施要領第4の6の(2)のウ) 上限単価を超えて助成する場合の取り扱いについて、総合対策においては地域特認、当整備事業においては、知事特認および注意事項となっている。取り扱いについて整理する必要がある。	上限単価を超えて助成する場合は、6の(2)のウの地域特認に基づく取扱いとします。6の(2)のアの注書きにある「ただし、地形条件、気象条件等やむを得ない事由により上記の上限単価を超えて助成する必要があると都道府県知事が認める場合にあっては、整備等の内容に応じた必要最小限の範囲で上限単価を超えて助成できることとする。」は削除することとします。
74	共同利用施設 鳥獣害被害防止施設	(実施要領第4の6の(2)) 直営施工により整備する場合は資材費のみ定額補助であるが、24年度改正で請負施工の単価も含まれた。請負施工の場合は資材費+工事費が含まれると考えるがその場合「資材費のみ」の記載と矛盾するのでは？ また請負施工の工事費が高く上限単価を超えた場合(例 上限単価イノシシ4,100円/m⇒5,000円/m)、6の(2)のウにより5,000円として定額(10/10)補助できると考えて良いか？ ※6(2)の文面は、直営施工の場合は定額補助との記述ですが、上限単価の表には請負施工が含まれており、上記の質問は請負施工も定額との解釈で記載。	①侵入防止柵の整備に関する交付率については、直営施行で資材費のみ交付対象経費とする場合に限って定額補助できるとしています。それ以外のケースは事業費(資材費+工事費など)の1/2補助になり、請負施工はこれに該当します。 ②6の(2)のアの上限単価表につきましては、以下のとおり表記を変更します。 「直営施行」→「直営施行で資材費のみの定額補助の場合」 「請負施工」→「左記以外の場合」